

ID: 229

担当部署: 建設水道課

処分の概要	工業用水の使用開始等の承認		
例規名 根拠条項	村田町工業用水道事業給水条例 第16条		
例規番号	平成3年条例第8号		
【基準】 第16条の規定による。 (使用の開始等の届出) 第16条 使用者は、工業用水の使用を開始し、休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を管理者に届け出て、その承認を受けなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日